

警察職員の旅費の調整基準

(平成13年8月本部訓令第21号)

警察職員の旅費の調整基準（昭和53年6月本部訓令第10号）の全部を改正する。

県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号。以下「旅費条例」という。）第31条の規定に基づく警察職員の旅費の調整基準は、知事の事務部局における一般職に属する職員の例による。ただし、旅費条例第26条第3号の規定により支給する場合の移転料は、同条同号の規定にかかわらず、旅費条例別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の2に相当する額（扶養親族を随伴しない場合は、その2分の1に相当する額）とする。なお、当該移転料の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

—略—